

唐津市肥前文化会館

区分			改正前 (1 時間当たり)		改正後 (1 時間当たり)	
			市内居住者	市外居住者	市民等の利用	市民等が営 利目的の利 用、市民等 以外の利用
ホール	料金	入場料等を徴収しない場合（平日）	7,840円	15,680円	冷暖房使用時料金と統一	
		入場料等を徴収しない場合（休日等）	7,840円	15,680円		
		入場料等の最高額が 3, 0 0 0 円以下の場合（平日）	15,680円	23,520円		
		入場料等の最高額が 3, 0 0 0 円以下の場合（休日等）	15,680円	23,520円		
		入場料等の最高額が 3, 0 0 0 円を超える場合（平日）	15,680円	23,520円		
		入場料等の最高額が 3, 0 0 0 円を超える場合（休日等）	15,680円	23,520円		
	冷暖房 使用時	入場料等を徴収しない場合（平日）	10,560円	18,400円	11,070円	22,140円
		入場料等を徴収しない場合（休日等）	10,560円	18,400円	13,280円	26,560円
		入場料等の最高額が 3, 0 0 0 円以下の場合（平日）	18,400円	26,240円	16,600円	22,140円
		入場料等の最高額が 3, 0 0 0 円以下の場合（休日等）	18,400円	26,240円	19,920円	26,560円
		入場料等の最高額が 3, 0 0 0 円を超える場合（平日）	18,400円	26,240円	22,140円	22,140円
		入場料等の最高額が 3, 0 0 0 円を超える場合（休日等）	18,400円	26,240円	26,560円	26,560円
舞台のみ	料金		1,560円	3,120円	冷暖房使用時料金と統一	
		料金徴収する場合	3,120円	4,680円		
	冷暖房 使用時		4,280円	5,840円	2,340円	4,680円
		料金徴収する場合	5,840円	7,400円	2,340円	4,680円
リハーサル室	冷暖房		1,170円	2,340円	1,150円	2,300円
	使用時	料金徴収する場合	2,340円	3,510円	1,150円	2,300円
楽屋 1	冷暖房		780円	1,560円	420円	840円
	使用時	料金徴収する場合	1,560円	2,340円	420円	840円
楽屋 2	冷暖房		780円	1,560円	380円	760円
	使用時	料金徴収する場合	1,560円	2,340円	380円	760円
控室	冷暖房		780円	1,560円	150円	300円
	使用時	料金徴収する場合	1,560円	2,340円	150円	300円

区分	改正前		改正後 (1日1回当たり)	
	1回(4時間以内)	超過料金(1時間)	市民等の利用	市民等が営利目的の利用、市民等以外利用
照明施設(全施設)	52,380円	13,095円	ホール使用料に含む	ホール使用料に含む
照明施設(全施設の2分の1)	26,190円	6,547円	ホール使用料に含む	ホール使用料に含む
照明施設(基本のみ)	10,470円	2,617円	ホール使用料に含む	ホール使用料に含む
グランドピアノ	2,090円	522円	3,130円	6,260円

【備考】

- 1.令和9年4月1日以降に施設を利用する場合(ただし、令和8年9月25日より前に許可を受けた場合を除く)は、改正後の使用料となります。
- 2.冷暖房を使用した場合の料金は使用料に含まれています。
- 3.入場料等とは、入場料、会費、負担金その他入場料に相当するものを指します。
- 4.休日等とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいい、平日とは、それ以外の日を指します。
- 5.市民等とは、市内に住所がある人及び主に市内を活動の拠点としている団体を指します。
- 6.ホール利用時、市民等が営利を目的として利用する場合及び市民等以外の人を利用する場合の使用料は、入場料等の徴収の有無に関わらず、3,000円を超える場合の区分を適用します。
- 7.ホール以外利用時、市民等が営利を目的として利用する場合及び市民等以外の人を利用する場合の使用料は、10割相当額を加算します。
- 8.グランドピアノの調律に要する費用は利用者負担になります。

【担当課】

地域づくり部 文化振興課

【電話番号】

0955-53-7129